

(別 添)

内子町建築物木材利用促進連絡会議の設置について

平成23年 12月 1日

改正 令和 6年 3月19日

1 趣 旨

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき策定した内子町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「町方針」という。）が効果的に推進されるよう、町方針第5第1項に基づき、内子町建築物木材利用促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、町内関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

2 構 成

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 副町長
- (2) 公共建築物の建築担当部局 担当課長
- (3) 総務担当部局 担当課長
- (4) 建設担当部局 担当課長
- (5) 保健福祉担当部局 担当課長
- (6) 教育委員会 担当課長
- (7) 環境政策室 担当室長
- (8) 森林林業担当部局 担当課長

3 任 務

- (1) 町方針の作成又は変更に関すること
- (2) 町方針に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 町方針の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

4 事務局

連絡会議の庶務は、森林林業担当部局が行うものとする。

関係部局の地域材利用促進における役割と対象施設等

(1) 関係部局の役割

関係部局名	施設等木材利用推進における役割
公共建築物の建築を予定している担当部局	企画及び所管補助事業に係る地域材の利用促進
総務担当部局	庁舎等、総務部局の所管する事業に係る地域材の利用促進 景観及び財政面等の検討
建設担当部局	町営住宅及び所管補助事業に係る地域材の利用促進 土木用資材、建築物全般に係る地域材利用の検討
保健福祉担当部局	保育園、福祉施設等に係る地域材の利用促進
教育委員会	学校・幼稚園・自治会館等に係る地域材の利用促進
環境政策部局	木質バイオマス（ペレット・チップ等）設備の検討
森林林業担当部局	農林業用施設、間伐材等利用促進

(2) 公共施設等の対象

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	○小学校、中学校、保育園、幼稚園等の校舎、体育館等 ○病院・診療所、保健所等 ○養護施設、福祉施設等 ○消防施設等 ○集会施設、研修施設、スポーツ施設、文化施設等 ○観光施設、交流・宿泊施設、農産物等加工販売施設、種々管理事務所等 ○公営住宅、寮等 ○公衆用便所等の公益的施設 ○町の庁舎等 ※町民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等 ※高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設
木製品導入の推進	○町施設の机、椅子、応接家具、書架、決済箱、標識、ネームプレート等事務用品 ○小中学校、保育園、幼稚園等教育施設の机・椅子、書架等 ○社会教育施設、観光施設等の机・椅子等 ※優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を町民に対して啓蒙できる事務用品

公共事業での間伐材等の利用推進	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園施設 ○擁壁工、法面保護工、水路工、護岸工、柵工、堰堤、沈床工、杭打ち工や治山・河川施設関係 ○落下防止柵、防音壁、防護柵、標識、歩道橋、排水施設等道路施設関係 ※町民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設。
-----------------	--